

# 避難行動要支援者名簿登録（個別避難計画作成）申請書 作成の手引き

\*既に登録（印字）されている情報についても、古くなっていることがありますので、変更がないかの確認を必ず行ってください。（※印のある項目は変更漏れの多い項目です）

## ◆ 基本情報

\*登録者の基本情報を記入します。

【氏名】	避難支援（早めの声掛けや避難誘導等）や安否確認、平常時の見守り活動を行うため、避難支援等関係者（民生委員や自主防災組織等）に、申請者の個人情報を提供することに同意するかどうかの意思確認を兼ねていますので、可能な限り申請者本人が署名してください。
【電話】 【携帯電話】	災害が発生する恐れがある状況など、避難支援の際の連絡に必要となりますので、 <b>両方、お持ちの場合は必ず記入</b> してください。
※【同居者数】	世帯を分けている場合などでも、実態として同居されている場合は人数に含めて記入してください。
【代理人】	氏名欄を本人ではなく、他の方が代理で署名した場合に記入してください。

## ◆ 1. 登録区分情報

\*登録要件を確認します。1～5のうち該当する項目に○をつけます。

【1～4】	複数該当する場合は、それぞれ○をつけてください。
【5】	1～4に該当しない場合、援助を必要とする理由を記入してください。 <記入例> 「要介護2だが、ひとり暮らしで歩行に付き添いが必要」 「身体障害者手帳を取得していないが、音が聞き取りにくい」等

## ◆ 2. 緊急時の連絡先等

\*災害時の緊急連絡先として、家族や親戚の連絡先を最大2名記入します。

※【連絡先1】 【連絡先2】	市内に限らず、市外・県外の方でも結構ですので、可能な限り2名記入してください。
-------------------	-----------------------------------------

\*病院への定期的な通院や介護・福祉サービス等を利用している場合に記入します。

【かかりつけ医】	定期的に通院している場合、医療機関名と主な疾患を記入してください。
【居宅介護 支援事業所】	介護保険サービスを利用している場合、ケアプランを作成しているケアマネジャーの所属事業所、担当ケアマネジャー氏名を記入してください。

【相談支援事業所】	障がい福祉サービスを利用している場合、利用計画を作成している事業所名、担当相談員氏名を記入してください。
【高齢者支援センター】	高齢者支援センターから支援を受けている場合、当該事業所名を記入してください。

### ◆ 3. 避難支援等実施者

- \* 避難支援にご協力いただける方の情報を最大2名記入します。
- \* 災害時には、避難支援等実施者本人やその家族の生命・身体の安全確保が最優先となりますので、支援の実施について法的な責任や義務を負うものではありません。
- \* 避難支援は、必ずしも避難誘導、同行避難に限らず、早期避難の呼びかけ等を含みます。
- \* 隣近所にお住まいの家族や親族、友人、知人の方などが望ましいですが、避難を支援してくれる方の了解を得た上で記入してください（同居者がいる場合は、長期不在であるなどの場合を除いて、少なくとも1名を記入してください）。
- \* 避難支援にご協力いただける方が見つけれない場合は、空欄でも構いませんが、継続して探していただき、見つかり次第届出してください。また、本人又は家族等に対して、近所や地域との関わり合いを深めていただくよう、働きかけをお願いします。
- ※民生委員は、町内の代表者であり、発災時には全体の情報把握や住民の安否確認等を行う必要があることから、親族、友人等の親しい関係である場合を除いて避難支援等実施者として登録できません。

（参考）避難支援等実施者の選定に当たって

1	本人と、本人の状態や配慮が必要な事項を一番把握されていると思われる、家族（同居、近隣居住）や親族、友人、知人
2	普段の地域でのお付き合いの中で、地域のイベントや活動などの情報を教えてくれる人、自分の身体や心の状況を理解して手伝ってくれる人
3	・常に本人に対しサービス提供を行うために携わっている事業所等 ・自主防災組織等の団体 (対応が可能な場合に限る)

### ◆ 4. 居住の状況

- \* お住まいの状況、火災警報器や消火器の設置の有無について記入します。

【普段いる場所】	・それぞれ、過ごすことが多い場所、就寝場所のある階数を記入してください。
【就寝場所】	

### ◆ 5. 避難時に配慮が必要な事項等

- \* 危険区域（ハザードマップ内）の該当の有無、避難場所、避難にあたって配慮が必要な事項について記入します。
- \* 避難場所は、災害発生後の一次避難として、指定避難所や津波避難ビル、高台、安全な親戚・知人宅など、様々な場所が考えられますので、本人と確認しながら記入します。

【指定避難所・津波避難ビル】市ホームページで確認できます

■八戸市ホームページ内 **避難所・避難場所** で検索、または

■右のQRの読み取り



\*土砂災害や浸水の危険があっても、十分堅牢な建物で上層階に住んでいる場合や浸水する深さよりも高いところにいる場合、食糧などの備えが十分にある場合などは、自宅に留まり安全を確保することも可能です。

<b>【危険区域】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・お住まいが「土砂災害」「津波」「洪水」の危険区域に該当する場合、 ✓してください（通常、印字済み）。</li></ul> <p>【危険区域(ハザードマップ)】市ホームページで確認できます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■八戸市ホームページ内 <b>ハザードマップ</b> で検索、または</li><li>■右のQRの読み取り</li></ul>
※ <b>【避難場所】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○該当する危険区域が1つでもある場合⇒「該当」欄へ</li><li>・該当する危険区域に応じて、対象者と協議の上、避難場所を記入してください。</li><li>○該当する危険区域が1つもない場合 ⇒「非該当」欄へ</li><li>・対象者と協議の上、避難場所を記入してください。</li></ul>
<b>【福祉避難所の利用】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉避難所は、一般の避難所生活で特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする方々を対象に開設する避難所です。</li><li>・避難に関しては、まずは指定避難所に避難して身の安全を確保した上で、その後に、職員が避難者の身体的状況等を聞き取り、必要に応じてご自身で福祉避難所へ移動する仕組みとしています。</li><li>・直接、福祉避難所への避難を希望する場合には、施設側との協議が必要になります。</li></ul> <p>【市福祉避難所】市ホームページで確認できます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■八戸市ホームページ内 <b>福祉避難所</b> で検索、または</li><li>■右のQRの読み取り</li></ul>
<b>【配慮が必要な事項】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・配慮が必要な事項について選択（複数可）してください。</li><li>・該当事項が選択肢にない場合は「その他」に記入してください。</li></ul>
※ <b>【避難経路】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人の自宅から、本人又は家族等と話し合っただけで決めた避難場所、避難先までの経路を地図にカラーマーカ等で記入してください。</li><li>・自宅や同じ建物内に留まり垂直避難（在宅避難）する場合には、記入不要です。</li><li>・地図は縮尺により、避難場所まで含まれていない場合もありますが、印字されている地図の範囲内で経路を記入してください。</li><li>・避難場所が危険区域（ハザードマップ）毎に複数ある場合には、本人又は家族等と相談した上で、1箇所の避難場所までの経路を記入してください。</li><li>・避難経路はデータで反映されませんので、個別避難計画（完成版）に改めて加筆していただく必要があります。</li></ul>

【お問合せ先】：八戸市/福祉部/福祉政策課/福祉政策グループ 【電話】：43-9258（直通）